

<報道発表資料>

<環境省、栃木県、群馬県、茨城県同時発表>

令和3年4月5日

栃木県の死亡野鳥における高病原性鳥インフルエンザウイルス 検査陽性事例に係る野鳥監視重点区域の解除について

県では、栃木県栃木市で死亡していたハヤブサ及びノスリのA型鳥インフルエンザウイルス簡易検査での陽性反応を受け、令和3年2月15日及び3月3日に指定された野鳥監視重点区域において野鳥の監視強化を続けてきました。その後、当該区域内での野鳥の大量死等の異常は確認されなかったため、令和3年4月2日（金）24時に当該区域が解除となりましたのでお知らせします。

1 経緯

2月15日（月）

- ・栃木県が栃木県栃木市でハヤブサ1羽の死亡個体を回収。
- ・簡易検査を実施したところ、A型鳥インフルエンザウイルス陽性と判明。
- ・同日、環境省が回収地点の周辺半径10km圏内を野鳥監視重点区域（加須市、羽生市、久喜市が含まれる）に指定し、野鳥の監視を強化。

2月22日（月）

- ・国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究部門が確定検査を実施した結果、高病原性鳥インフルエンザウイルス(H5N8 亜型)を検出。

2月24日（水）

- ・緊急調査を実施した結果、異常は確認されず。

3月3日（水）

- ・栃木県が栃木県栃木市でノスリ1羽の死亡個体を回収。
- ・簡易検査を実施したところ、A型鳥インフルエンザウイルス陽性と判明。
- ・同日、環境省が回収地点の周辺半径10km圏内を野鳥監視重点区域（加須市、羽生市が含まれる）に指定し、野鳥の監視を強化。

3月12日（金）

- ・国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究部門が確定検査を実施した結果、高病原性鳥インフルエンザウイルス(H5N8 亜型)を検出。

4月2日（金）24時

- ・野鳥において異常が確認されなかったことから、環境省が当該野鳥監視重点区域を解除。

2 今後の対応

野鳥サーベイランスにおける全国の対応レベルは、最高レベルとなる「対応レベル3」とされていることから、引き続き、県内での野鳥の監視を継続します。

<参考>

- ・環境省は、異常が確認されなければ、指定された野鳥監視重点区域を、死亡野鳥の回収日の次の日を1日目として、30日目の24時に解除することとしている。
- ・複数発生で野鳥監視重点区域の円が重なる場合は、原則として最後の区域が解除されるときに同時に解除することとする。